

商品付帯契約に関する特約（株式会社K I Z N A 用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
盗難	窃盗または強盗のために生じた、盗取であって、被保険者が警察への盗難届出を提出し、盗難届受理番号が発行されたものをいいます。

第1条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象の範囲は、始期日から1年以内に契約者が販売するすべてのE-バイクとし、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。
- (2) 保険契約者が自転車とは別販売した部品および装備品は、(1)に規定にする保険の対象に含みません。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険の対象が被保険者に引き渡し完了した時に始まり、保険の対象の引き渡し完了日の1年後の応当日の午後4時に終わります。
- (2) ただし、購入者が保険の対象を売却もしくは譲渡した場合およびこの保険契約で補償しない事故等により、保険の対象が滅失した場合、当社の保険責任は、その時に終わるものとします。
- (3) 当社は、(2)の規定により当社の保険責任が終了した場合でも、その保険の対象に対する保険料は返還しません。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次に該当する事由によって保険の対象について生じた損害に対してのみ、この特約に従い、損害保険金を支払います。

盗難。ただし、保険の対象ごとに、1回の事故に限ります。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 盗難の発生に関する警察署への届出が確認できない事故による損害
- ② 盗難の発生に関する警察署への届出が警察署に受理されない事故による損害
- ③ 盗難届出日から14日以内に保険の対象が発見された場合の損害
- ④ 防犯登録番号等によって特定ができない保険の対象に生じた損害

- ⑤ 保険の対象が正常に施錠されていない状態で生じた盗難による損害
- ⑥ 保険の対象のうち、サドル、車輪ならびにバッテリー等の構成部品、オプション部品およびその他の付属品のみについて生じた損害。ただし、車体とともに盗取された場合を除きます。
- ⑦ 保険契約者、被保険者または保険の対象の販売者の親族、使用人、同居人もしくは保険の対象またはその収容場所の監守人が自ら行いまたは加担した盗難による損害
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動^(注1)の際における盗難による損害
- ⑨ 保険契約者、被保険者、被保険者側に属する者および保険の対象の販売者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為の際における盗難による損害
- ⑩ 地震^(注2)、噴火、風災^(注3)、水災^(注4)、雪災^(注5)その他の天災の際における盗難による損害
- ⑪ 火災、爆発または放射能汚染の際における盗難による損害
- ⑫ 窃盗または強盗のために生じた火災または爆発による損害
- ⑬ 棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ⑭ 盗難発生後14日以内に覚知することができなかった盗難による損害

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 地震

地震による津波を含みます。

(注3) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注4) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等をいいます。

(注5) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

第5条（保険価額）

この特約における保険価額は、保険の対象の販売価格とします。

第6条（保険金額）

この特約における保険金額は、保険の対象1台あたりの保険価額とします。

第7条（縮小支払割合）

この特約における縮小支払割合は、70%とします。

第8条（損害保険金の支払額）

- (1) 当社が普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、普通保険約款第23条（損害の額の算出）（1）の規定にかかわらず、その損害が生じた地および時における損害の生じた保険の対象の再調達価額に基づいて算出します。

(2)当社は、普通保険約款第26条（保険金の支払額）（2）および普通保険約款第28条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、損害を受けた保険の対象を復旧するために実際に要した額を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{第8条（損害保険金の支払額）（1）の規定により読み替えて適用される普通保険約款第23条（損害の額の算出）の規定による損害の額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{第7条（縮小支払割合）の規定による縮小割合} \end{array}} = \boxed{\text{損害保険金}}$$

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

普通保険約款第29条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、この保険契約によって保険金を支払うべき損害に対して、他の保険契約および補償等から保険金、補償金または共済金等が支払われる場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定によって算出した損害保険金の額から、他の保険契約等から支払われる保険金、補償金または共済金等の額を差し引いて、損害保険金を支払います。

第10条（事故発生時の義務違反の場合の取扱い）

当社が既に保険金を支払っている場合において、普通保険約款第21条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）⑥の規定に基づく保険契約者または被保険者の通知が事実と異なることが発覚したときは、当社は、既に支払った保険金のうち他の保険契約等から支払われる保険金、補償金または共済金の額に相当する額の返還を請求することができます。ただし、当社に故意もしくは重大な過失があった場合を除きます。

第11条（保険料率）

この特約が付帯された保険契約の保険料は、保険の対象1台あたりの保険金額に保険証券記載の料率を乗じた額とします。

第12条（暫定保険料）

- (1)保険契約者は年間予想保険料の24分の3に相当する金額を暫定保険料として、この特約締結と同時に当社に払い込むものとします。
- (2)当社は、保険期間が始まった後でも、(1)の暫定保険料領収前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（保険契約の通知）

保険契約者は引受期間（この保険契約において当社の保険責任を開始する期間をいい、始期日に始まり、1年後の始期日応当日の午後4時をもって終わります。）毎月末日を締切日とし、締切日までに第2条（保険責任の始期および終期）に定める当社の保険責任を開始した保険の対象のすべてについて、次に掲げる事項を当社の定める通知書により、締切日の翌月末日までに当社に通知しなければなりません。

- ① 被保険者（購入者）の氏名、住所および連絡先

- ② 保険の対象のモデル（型式）、車体番号
- ③ 保険金額
- ④ 保険責任の始期および終期

第14条（通知の遅滞・脱漏）

第13条（保険契約の通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、当社は、遅滞または脱漏のあった保険の対象（以下「通知漏れの保険の対象」といいます。）にかかわる損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その通知漏れの保険の対象について直ちに同条に準じて通知し、かつ、当社がこれを認めた場合を除きます。

第15条（保険料の精算）

- (1) 当社は、第13条（保険契約の通知）の通知に基づき、遅滞なくその月の確定保険料を計算し、保険契約者に請求するものとします。
- (2) 保険契約者は(1)の請求を受けた場合は30日以内にその金額を当社に払い込むものとします。
- (3) 第12条（暫定保険料）の暫定保険料は、これを最終回の報告期間に対する確定保険料との間でその差額を精算します。ただし、本条に規定する確定保険料の合計額が第17条（最低保険料）に規定する最低保険料（以下「最低保険料」といいます。）を下回る場合には、最低保険料から既に払い込みを行った確定保険料を控除した金額と暫定保険料の差額を精算します。

第16条（帳簿の閲覧）

当社は、必要に応じ保険契約者の承諾を得たうえで保険契約に関し、保険契約者の帳簿または書類を閲覧することができるものとします。

第17条（最低保険料）

この保険契約における最低保険料は暫定保険料×4または50万円のいずれか高い額とし、第14条（保険料の精算）により当社が保険料を返還する場合でも、返還後の保険料は最低保険料を下回らないこととします。

第18条（保険の対象の調査）

当社は、必要に応じ被保険者の承諾を得たうえで、保険の対象または保険の対象が所在する敷地内を調査することができます。

第19条（保険金の請求）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第30条（保険金の請求）(3)⑥の規定中、「第31条（保険金の支払）(1)」とあるのは「商品付帯契約に関する特約（株式会社K I Z N A 用）」第20条（保険金の支払）の規定により読み替えて適用される第31条（保険金の支払）(1)」と読み替えて適用します。

第20条（保険金の支払）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第31条（保険金の支払）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第31条（保険金の支払）」

(1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注4)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5) (1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当

社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第31条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険の対象の保険価額を含みます。

(注3) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

」

第21条(残存物および盗難品の帰属)

(1) 当社は、この特約に従い、当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、被保険者に属するものとします。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、回収されるまでの間に保険の対象に破損または汚損が生じていたときは、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払います。

第22条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。